

高齢者交流会（おいでなんしょ会）実施要綱

（目的）

第1条 高齢者のひきこもりなどを防止し、積極的な社会参加を促すため、地域等で主催する交流会等の事業を支援する。

（事業主体）

第2条 地域の住民などで組織される区・自治会などの団体やグループとする。

（事業要件）

第3条 支援する事業の要件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 高齢者が集い、交流または活動する事業であること。
- (2) 7人以上が集い、開催できること。ただし、地区の戸数等の状況により7人以上の集いが困難な地区や、村長が特に認めた場合はこの限りでない。

（事業対象者）

第4条 事業の対象者は、村内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者とする。

（村の責務）

第5条 村は事業主体に次の支援をする。

- (1) 運営費実費の支援（茶菓子代金として1回あたりの参加人数に300円を乗じて得た額、または1回当たり2,000円のいずれか低い額とし、年間12回を限度。）ただし、他の事業で補助がある場合はその差額を支援する。
- (2) 計画、準備などの相談、助言。

（事業委託）

第6条 この事業は、豊丘村社会福祉協議会に委託する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。